

個人被ばく管理に係る業務における民間競争入札実施要項の契約変更について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を経て契約相手方を選定した、「個人被ばく管理に係る業務」（以下「本業務」という。）について、以下のとおり契約を変更しました。

変更内容及び理由

公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された本業務について、公共サービス改革基本方針に従って、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を経て契約相手方を選定し、令和 6 年 4 月より本業務を実施しています。

今般、老朽化によるランニングコストの上昇に伴いホールボディカウンタ車（以下「WBC 車」という。）を廃止することから、以下の記述を削除しました。

- ・ 内部被ばく線量の測定評価及び測定機器の保守・管理における大型自動車運転免許所有者の要求

- ・ WBC 車の管理・運転業務

その他、契約に基づく業務に影響することのない軽微な修正を行っています。